

令和6年度建設工事等に係る
資格制限・指名停止措置状況一覧
(破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

| NO | 業者名及び所在地 | 期 間 | 理 由 | | | |
|----|---|-------------------------------------|--|--------------------|--------|-----|
| 27 | ㈱KANSOテクノス ほか2社 | 令和7年2月14日から 下記期間 | 当該事業者らが、近畿地方整備局長から建設業法第28条の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。 ① ㈱KANSOテクノス、㈱かんでんエンジニアリング (指名停止基準別表第2の6(2)イ適用) ② 関電プラント㈱ (指名停止基準別表第2の6(2)ウ適用) | | | |
| | | | | 業 者 名 | 所 在 地 | 期 間 |
| | | | | ㈱KANSO テクノス | 大阪市中央区 | 5か月 |
| | | | | ㈱かんでんエンジニアリング | 大阪市北区 | 5か月 |
| | | | | 関電プラント㈱ | 大阪市北区 | 3か月 |
| 26 | パナソニック産機システムズ㈱ ほか4社 | 令和7年2月14日から 下記期間 | 当該事業者らが、関東地方整備局長または近畿地方整備局長から建設業法第28条の規定に基づく営業の停止命令または指示処分を受けたため。 ① パナソニック産機システムズ㈱、パナソニックマーケティングジャパン㈱、パナソニック環境エンジニアリング㈱ (指名停止基準別表第2の6(2)イ適用) ② パナソニックEWエンジニアリング㈱ (指名停止基準別表第2の6(2)ウ適用) ③ パナソニックリビング近畿㈱ (指名停止基準別表第2の6(3)ウ適用) | | | |
| | | | | 業 者 名 | 所 在 地 | 期 間 |
| | | | | パナソニック産機システムズ㈱ | 東京都墨田区 | 5か月 |
| | | | | パナソニックマーケティングジャパン㈱ | 東京都品川区 | 5か月 |
| | | | | パナソニック環境エンジニアリング㈱ | 吹田市 | 5か月 |
| | | | | パナソニックEWエンジニアリング㈱ | 大阪市中央区 | 3か月 |
| | | | | パナソニックリビング近畿㈱ | 大阪市此花区 | 1か月 |
| 25 | 関電ファシリテーズ㈱ (大阪市中央区) | 令和7年1月22日から 令和7年4月21日まで (3か月) | 当該事業者が大阪府知事から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止処分を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)ウ適用) | | | |
| 24 | (資格制限) 藤健建設㈱ (小野市) タナカ工業㈱ (姫路市) | 令和7年1月16日から 令和10年1月15日まで (3年) | 当該事業者が兵庫県北播磨県民局加東土木事務所発注の(主)平野三木線 窟屋大橋橋梁耐震補強工事(2)の契約の履行に当たり、著しい不正により工事を粗雑に行ったため。 (入札参加資格制限基準(2)ア(オ)適用) | | | |
| 23 | 神姫バス㈱ (姫路市) | 令和7年1月16日から 令和7年3月15日まで (2か月) | 当該事業者が、道路運送法第40条の規定に基づき、近畿運輸局より事業用自動車使用停止処分を受けたため (指名停止基準別表第2の7(5)イ適用) | | | |
| 22 | 大林道路㈱ (東京都千代田区) | 令和7年1月15日から 令和7年3月14日まで (2か月) | 当該事業者が、関東地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(3)イ適用) | | | |

令和6年度建設工事等に係る
資格制限・指名停止措置状況一覧
(破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

| NO | 業者名及び所在地 | 期 間 | 理 由 | | |
|----|-----------------------------------|---------------------------------------|---|---------|-----|
| 21 | ㈱佐藤渡辺 (東京都港区) | 令和7年1月10日から 令和7年7月9日まで (6か月) | 当該事業者の社員が、福島県石川町が発注した複数の公共工事の入札を巡り、談合罪で起訴されたため。 (指名停止基準別表第2の3(3)適用) | | |
| 20 | ㈱徳網建設 (豊岡市) (有)スサノ (豊岡市) | 令和6年11月20日から 令和7年2月19日まで (3か月) | 当該業者が、兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所発注の(一)豊岡インター線 道路改良工事(その8)において、工事を粗雑に行ったため。 (指名停止基準別表第1の2適用) | | |
| 19 | ㈱山口工務店 (豊岡市) (有)一景 (豊岡市) | 令和6年11月20日から 令和7年2月19日まで (3か月) | 当該業者が、兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所発注の(一)豊岡インター線 道路改良工事(その7)において、工事を粗雑に行ったため。 (指名停止基準別表第1の2適用) | | |
| 18 | いであ㈱ (東京都世田谷区) | 令和6年11月20日から 令和7年2月19日まで (3か月) | 当該業者が、兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所発注の(二)武庫川水系天神川 市道交差部詳細設計業務において、業務を粗雑に行ったため。 (指名停止基準別表第1の2適用) | | |
| 17 | 宇都宮建設㈱ (宝塚市) | 令和6年11月20日から 令和7年2月19日まで (3か月) | 当該業者が、兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所発注の(二)武庫川水系天神川 堤防強化対策工事(その5)において、工事を粗雑に行ったため。 (指名停止基準別表第1の2適用) | | |
| 16 | 三井住友海上火災 保険㈱ほか3社 | 令和6年11月16日から 下記期間 | 当該事業者らが、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条違反により排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の2(1)ウ適用) ※ 三井住友海上火災保険㈱を除く3者には指名停止基準第4条第2項も適用 | | |
| | | | 業 者 名 | 所 在 地 | 期 間 |
| | | | 三井住友海上火災保険㈱ | 東京都千代田区 | 4か月 |
| | | | 損害保険ジャパン㈱ | 東京都新宿区 | 2か月 |
| | | | あいおいニッセイ同和損害保険㈱ | 東京都渋谷区 | 2か月 |
| | | | 東京海上日動火災保険㈱ | 東京都千代田区 | 2か月 |
| 15 | ㈱金山組 (尼崎市) | 令和6年11月14日から 令和7年8月13日まで (9か月) | 当該業者の役員が、阪神水道企業団発注の舗装補修工事の入札を巡り、贈賄容疑で逮捕されたため。 (指名停止基準別表第2の1(2)適用) | | |
| 14 | ㈱坂林盛樹園 (三田市) | 令和6年10月24日から 令和6年12月23日まで (2か月) | 当該事業者が、兵庫県阪神北県民局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(3)イ適用) | | |
| 13 | ㈱前川建設 (神河町) | 令和6年10月2日から 令和6年12月1日まで (2か月) | 当該事業者が、兵庫県中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所発注の緊急予防治山事業において、安全管理の措置が不適切であったために工事関係者に重傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の7(2)適用) | | |
| 12 | ㈱新和商会 (神戸市長田区) | 令和6年9月20日から 令和6年11月19日まで (2か月) | 当該事業者が、神戸市下水道条例第8条の13に基づく神戸市排水設備指定工事者の指定取消処分を受けたため (指名停止基準別表第2の7(5)イ適用) | | |

令和6年度建設工事等に係る
資格制限・指名停止措置状況一覧
 (破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

| NO | 業者名及び所在地 | 期 間 | 理 由 |
|----|------------------------------|--------------------------------------|---|
| 11 | ㈱楠田建設 (神崎郡市川町) | 令和6年9月20日から 令和6年11月19日まで (2か月) | 当該事業者が、兵庫県中播磨県民センター長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(3)イ適用) |
| 10 | 有)コーヨ建設 (西宮市) | 令和6年9月12日から 令和6年12月11日まで (3か月) | 当該事業者が、兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所発注の(二)武庫川水系羽束川千苺ダム水道補償施設仮設工事において、工事を粗雑に行ったため。 (指名停止基準別表第1の2適用) |
| 9 | アイリスチトセ㈱ (仙台市青葉区) | 令和6年8月6日から 令和6年11月5日まで (3か月) | 当該事業者が、宮城県知事から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)ウ適用) |
| 8 | ㈱リ・コート (大阪市淀川区) | 令和6年7月3日から 令和6年10月2日まで (3か月) | 当該事業者が、大阪府知事から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)ウ適用) |
| 7 | (資格制限) ㈱綜企画設計 (東京都中央区) | 令和6年6月22日から 令和6年12月21日まで (6か月) | 当該業者が、兵庫県まちづくり部発注の兵庫県庁本庁舎第3号館改修工事に係る実施設計業務に関し、設計業務等委託契約を締結したにもかかわらず、正当な理由がなく契約を履行しなかったことにより契約書の規定に基づき契約を解除されたため。 (入札参加資格制限基準(2)カ(イ)適用) |

令和6年度建設工事等に係る
資格制限・指名停止措置状況一覧
 (破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

| NO | 業者名及び所在地 | 期 間 | 理 由 | | | |
|------------------|---------------------|-------------------------------------|--|--------------|---------|-----|
| 6 | 東武トップツアーズ(株)ほか3社 | 令和6年6月7日から 下記期間 | 当該事業者が、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条違反により、排除措置命令を受けた、または違反の事実を公表されたため。 (指名停止基準別表第2の2(1)ウ適用) ※ 東武トップツアーズ(株)には指名停止基準第3条第3項も適用 ※ 近畿日本ツーリスト(株)には指名停止基準第4条第2項も適用 | | | |
| | | | | 業 者 名 | 所 在 地 | 期 間 |
| | | | | 東武トップツアーズ(株) | 東京都墨田区 | 2か月 |
| | | | | 名鉄観光サービス(株) | 名古屋市中村区 | 4か月 |
| | | | | (株)JTB | 東京都品川区 | 4か月 |
| 近畿日本ツーリスト(株) | 東京都新宿区 | 2か月 | | | | |
| 5 | (株)魚国総本社 ほか2社 | 令和6年6月7日から 下記期間 | 当該事業者が、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた、または第3条違反の事実を公表されたため。 (指名停止基準別表第2の2(1)ウ適用) ※ 葉隠勇進(株)及びコンパスグループ・ジャパン(株)には指名停止基準第4条第2項も適用 | | | |
| | | | | 業 者 名 | 所 在 地 | 期 間 |
| | | | | (株)魚国総本社 | 大阪市中央区 | 4か月 |
| | | | | 葉隠勇進(株) | 東京都港区 | 2か月 |
| コンパスグループ・ジャパン(株) | 東京都中央区 | 2か月 | | | | |
| 4 | 和以貴建設(株) (西脇市) | 令和6年5月28日から 令和6年7月27日まで (2か月) | 当該事業者が、兵庫県まちづくり部公営住宅整備課発注の県営白川台住宅建築工事において、安全管理の措置が不適切であったために工事関係者に重傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の7(2)適用) | | | |
| 3 | (株)岡工務店 (神戸市兵庫区) | 令和6年5月28日から 令和6年7月27日まで (2か月) | 当該事業者が、兵庫県まちづくり部公営住宅整備課発注の県営白川台住宅建築工事において、安全管理の措置が不適切であったために工事関係者に重傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の7(2)適用) | | | |
| 2 | (株)エス&ケイ (加古川市) | 令和6年5月8日から 令和6年10月7日まで (5か月) | 当該事業者が、東播磨県民局長から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)イ適用) | | | |
| 1 | (株)福谷建設 (加古川市) | 令和6年5月8日から 令和6年10月7日まで (5か月) | 当該事業者が、東播磨県民局長から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)イ適用) | | | |